

農山漁村振興交付金交付等要綱

制 定 令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 3 6 9 5 号
農林水産事務次官依命通知

(通則)

第 1 農山漁村振興交付金（以下「交付金」という。）の交付については、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成 19 年法律第 48 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(事業の趣旨)

第 2 農山漁村においては、人口の減少・高齢化、社会インフラの老朽化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷する一方、都市部では、農山漁村の価値が再認識されている。こうした中で、農山漁村の自立及び維持発展に向けて、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらう」機会を創出するとともに、農山漁村がもつ豊かな自然や「食」を、農業やその関連産業のみならず、観光、福祉、教育等にも活用することにより、農山漁村における就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し、地域活性化を図っていくことが重要となっている。

また、平成 29 年 3 月 28 日に閣議決定された「観光立国推進基本計画」においては、農山漁村滞在型旅行（農泊）の推進により農山漁村の所得の向上を進めていくこととされている。

これらを踏まえ、地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組までを総合的に支援し、農山漁村の活性化、自立及び維持発展を推進するため、交付金を交付する。

（交付事業の内容）

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、第5に定める農山漁村振興推進計画に基づき、事業実施主体等が行う次の各号に掲げる事業（以下「交付事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

- （1）地域活性化対策
- （2）中山間地農業推進対策
- （3）山村活性化対策
- （4）最適土地利用対策
- （5）農泊推進対策
- （6）農福連携対策
- （7）農山漁村活性化整備対策
- （8）情報通信環境整備対策
- （9）都市農業機能発揮対策

2 交付対象経費の区分並びにその区分ごとの事業内容、交付対象経費、事業実施主体、交付率、交付要件及び実施期間は、別表1に定めるところによる。

3 別表1の区分の欄の（5）のオの（イ）及び（7）の事業の年度ごとの交付額は、農村振興局長が別に定める範囲を超えない範囲とする。

（流用の禁止）

第4 別表1の区分の欄に掲げる各事業に係る経費の相互間の流用をしてはならない。

（農山漁村振興推進計画）

第5 本要綱に基づき、交付事業を実施しようとする者、山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項に規定する山村振興計画（以下「山村振興計画」という。）を策定する市町村又は農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第5条第1項に規定する活性化計画（以下「活性化計画」という。）を策定する都道府県若しくは市町村は、農村振興局長が交付対象事業の区分ごとに定める農山漁村振興推進計画（以下「振興推進計画」という。）を策定し、国に提出するものとする。ただし、第3第1項の（3）の事業を実施するに当たっては山村振興計画を、第3第1項（5）及び（7）の事業を実施するに当たっては活性化計画を振興推進計画とみなす。

（事業実施計画）

第 6 本要綱に基づき、交付事業を実施しようとする者は、第 5 に定める農山漁村振興推進計画のほか、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施計画及び年度別事業実施計画を策定し、国に提出するものとする。

（事業評価）

第 7 別表 1 に掲げる補助事業者は（以下、補助事業者という。）、農村振興局長が交付事業の区分ごとに定めるところに従い、事業の評価を実施するものとする。

（推進指導等）

第 8 国は、交付事業の目的を達成するため、推進体制整備、助言、指導等に努めるものとする。

2 国は、交付事業の実施に必要な事項に関する調査等を行うことができるものとする。

（関連事業等との連携）

第 9 国は、交付事業を円滑に推進するため、関係省庁相互間、地方自治体等との連携に努めるものとする。

2 国は、都道府県との連携強化を図るため、事業実施主体が所在する都道府県に対し、振興推進計画等に係る情報を提供するものとする。

（申請手続）

第 10 第 6 の計画の承認を受けた者が交付金の交付を受けようとする場合は、補助事業者は別表 2 に掲げる交付決定者（以下、交付決定者という。）に対し、別記様式第 1 号による交付申請書を提出しなければならない。

2 交付金の交付を受けようとする者は、前項の規定による交付の申請に当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金の消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

3 交付対象事業の着手（機械の発注を含む。）は、原則として、第 12 第 1 項の規定による交付決定者から交付金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付金交付決定前に着手する必要がある場合には、別記様式第 12 号により、地方農政局長等（交付対象経費の区分（1）から（8）にあつては、事業実施主体の主たる事業実施地域が北海道に所在する場合は農村振興局長、沖縄県に所在す

る場合は内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県に所在する場合は地方農政局長、交付対象経費の区分(9)にあつては農村振興局長。以下同じ。)に提出するものとする。

(交付申請書の提出期限)

第 11 交付規則第 2 条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、交付決定者が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第 12 交付決定者は、第 10 第 1 項の規定による交付の申請があつた場合は、審査の上、交付金を交付すべきものと認めるものについて、速やかに交付決定を行い、事業実施主体等に対しその旨を通知するものとする。

2 交付決定者が第 10 第 1 項の規定による交付の申請を受けてから当該申請に係る前項の規定による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1 月とする。

(申請の取下げ)

第 13 補助事業者は、第 10 第 1 項の規定による交付の申請を取り下げようとするときは、第 12 第 1 項の規定による通知を受けた日から起算して 15 日以内にその旨を記載した取下書を交付決定者に提出しなければならない。

(契約等)

第 14 事業実施主体(地方公共団体を除く。第 2 項において同じ。)は、交付事業の遂行のために売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 事業実施主体は、前項の契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第 2 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならないこととする。

(債権譲渡等の禁止)

第 15 事業実施主体は、第 12 第 1 項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、交付決定者の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、若しくは承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第 16 補助事業者は、第 12 第 1 項の規定により交付決定を受けた内容について、次の各号のいずれかに該当する変更等をしようとするときは、別記様式第 3 号による変更等承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第 17 に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 交付事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第 17 に規定する軽微な変更を除く。

(3) 交付事業を中止し、又は廃止しようするとき。

2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて交付決定者の承認を受けることができる。

3 交付決定者は、前 2 項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第 17 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表 1 の軽微な変更の欄に掲げるものとする。

(事業遅延の届出)

第 18 補助事業者は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は交付事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び交付事業の実施状況を記載した書面(補助事業者が交付事業に関して繰越を必要とする場合は、繰越承認申請書を含む。)を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 19 補助事業者は、第 10 第 1 項の規定による交付決定のあった年度から補助事業が終了する年度まで、第 2 四半期及び第 3 四半期(別表 1 の(4)のアの(イ)、(4)のイの(イ)、(5)のオ、(6)のイ、(7)及び(8)の事業にあつては第 3 四半期)の末日において、別記様式第 4 号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第 5 号による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項の規定のほか、交付決定者は、事業の円滑な執行を図るため必要があるときは、補助事業者に対して交付事業の遂行状況の報告を求めることができる。

(概算払)

第 20 補助事業者は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第 5 号の概算払請求書を交付決定者及び官署支出官に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

第 21 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 6 号のとおりとし、補助事業者は、交付事業が完了したとき（第 16 第 1 項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から、1 か月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（地方公共団体に対し交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の 6 月 10 日）までに、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

2 補助事業者は、交付事業の実施中に国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに別記様式第 8 号により作成した年度終了実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

3 第 10 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者であって、第 1 項の実績報告書を提出する時点で交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金の額から減額して報告しなければならない。

4 第 10 第 2 項のただし書の規定により交付の申請をした補助事業者であって、第 1 項の実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 7 号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない者も、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年 6 月 30 日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第 22 交付決定者は、第 21 第 1 項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認

めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 交付決定者は、補助事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
- 3 補助事業者は、前項返還が命じられた日から 20 日（地方公共団体において当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合は 90 日）以内に補助金を返還するものとし、期限内に返還ができない場合は、未納の金額につきその未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を収めるものとする。

（海外付加価値税に係る還付金の額の確定における取扱）

- 第 23 交付決定者は、日本国外における交付事業の実施に当たり、日本国以外の行政機関により課される付加価値税相当額（以下「海外付加価値税」という。）について交付金を交付する場合であって当該海外付加価値税について還付制度が存在するときは、還付制度の利用について事業実施主体等に対して検討を求めることができる。
- 2 補助事業者は、交付事業完了時において、海外付加価値税について還付を受けている場合は、第 21 第 1 項による実績報告書において、交付金額から減額して報告しなければならない。
 - 3 補助事業者は、交付事業完了後に、海外付加価値税について還付を受けた場合には、第 21 第 4 項に準じて交付決定者に報告するとともに、交付決定者の返還命令を受けてその一部又は全部を返還しなければならない。

（額の再確定）

- 第 24 補助事業者は、第 22 第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により交付事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、交付決定者に対し、改めて第 20 第 1 項の規定による報告を行うものとする。
- 2 交付決定者は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、改めて実績報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等を実施し、当該実績報告書等に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。この場合においては、第 22 第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

（交付決定の取消又は変更）

- 第 25 交付決定者は、第 16 第 1 項第 3 号の規定による交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる事項が明らかになった場合には、第 12

第 1 項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、交付事業の実施に当たって法令若しくは本要綱の規定又はそれらに基づく処分若しくは指示に違反したこと
 - (2) 補助事業者が、交付金を本交付事業以外の用途に使用したこと
 - (3) 補助事業者が、交付事業に関して、不正、事務手続の遅延その他の不適当な行為をしたこと
 - (4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に当たって法令に違反したこと
 - (5) 間接補助事業者が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用したこと
 - (6) 交付決定後生じた事情により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったこと
- 2 交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 交付決定者は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第 22 第 3 項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

（財産の管理等）

- 第 26 補助事業者は、交付対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 交付決定者は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれる場合は、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

（財産の処分の制限）

- 第 27 取得財産等のうち、適正化法施行令第 13 条第 4 号及び第 5 号の大臣の定める財産は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものとする。
- 2 補助事業者は、交付規則第 5 条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）中に、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、交付事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第10第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第12第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により交付決定者の承認を受けたものとみなす。

（1） 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

（2） 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

4 第2項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

（収益納付）

第28 補助事業者は、交付事業が完了した日から起算して5年が経過する日までに、交付事業の実施によって相当の収益が生じた場合には、別記様式第9号の収益報告書により、交付決定者に報告しなければならない。

2 交付決定者は、前項の規定による報告があった場合は、当該収益の一部又は全部を国に納付させることができる。

3 納付すべき収益の額は、原則として毎年度生ずる収益の取得までに交付された交付金額をそれまでに交付対象事業に関連して支出された経費の総額で除した値に、当該収益の額を乗じた額とする。ただし、その上限は、交付された交付金の総額から、交付金に係る財産処分に伴う納付額を差し引いた額とする。

（交付金の経理）

第29 補助事業者は、交付事業について、ほかの経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載する帳簿を備え、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の収入及び支出の内容の証拠書類又は証拠物を整備して、前項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 補助事業者は、取得財産等について、当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 前3項及び第30に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(交付金調書)

第 30 補助事業者のうち地方公共団体にあつては、交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 11 号による交付金調書を作成しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第 31 補助事業者は、第 10 第 1 項の規定による交付の申請、第 13 の規定による申請の取下げ、第 16 第 1 項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第 19 の規定による状況報告、第 20 の規定による概算払請求、第 21 第 1 項による実績報告、第 21 第 4 項による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

2 補助事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。

3 交付決定者は、第 1 項の規定により交付申請等を行った事業実施主体等に対する通知、承認、指示、命令については、補助事業者が書面によることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。

4 補助事業者が第 2 項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

(間接交付金交付の際付すべき条件)

第 32 事業実施主体等のうち地方公共団体は、間接交付事業者に交付金を交付するときは、本要綱第 4、第 16 から第 19 まで、第 21、第 23 から第 26 まで、第 28 及び第 29 の規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない

(1) 本要綱に従うべきこと。

(2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに 1 件当たりの取得価格 50 万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、補助事業者の承認を受けないで、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

(3) 前号にかかわらず、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者による間接補助金の交付の決定をもって補助事業者の承認を受けたものとする。

(ア) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

(イ) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

(4) 第2号による補助事業者の承認に当たって、補助事業者の指示に基づき、承認に係る間接取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部若しくは一部を補助事業者へ納付すること

2 補助事業者は、間接補助事業者が地方公共団体以外の者である場合、補助金を交付するに当たって、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 間接補助事業者は、間接交付事業の遂行のために売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

(2) 間接補助事業者は、前号による契約又は入札による契約（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者を入札等に参加させてはならない。

3 補助事業者は、間接補助事業者が地方公共団体である場合、補助金を交付するに当たって、間接補助事業者に対し、第1項に定めるもののほか、別記様式第11号による補助金調書を作成することを条件として付さなければならない

4 補助事業者は、あらかじめ、間接補助事業者に対して付す条件を交付決定者に届け出た上で、間接補助事業者に対し、補助金を交付しなければならない。

（間接交付金交付に係る補助事業者の義務等）

第33 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

2 補助事業者は、第32第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ交付決定者の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第32第1項第3号の場合にあつては、第12第1項による交付決定の通知をもって同号に定める条件を付すことを条件に交付決定者の承認を受けたものとする。

- 3 補助事業者は、第 32 第 1 項第 4 号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。
- 4 第 32 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第 32 第 1 項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 5 補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

(災害等の報告)

第 34 補助事業者は、天災その他の災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、手戻り工事（工事施行中、施設の施工済み箇所に被災した部分の工事であって、災害復旧工事以外の国庫負担対象として復旧するものをいう。以下同じ。）が発生し、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を別記様式第 13 号により速やかに報告し、その指示を受けるものとする。

(1) 報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額（手戻り工事の場合は損害額）及び防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。また、補助事業者は、必要がある場合、現地調査等を実施し、報告事項の確認を行うものとする。

(2) 手戻り工事が発生した旨の報告を受けた補助事業者は、速やかに当該都道府県又は国へ連絡するとともに、手戻り工事が発生した日から 30 日以内に、地方農政局長等を通じて農林水産大臣に（1）の報告内容に準じた報告書を提出するものとする。

(3) 事業実施主体（地方公共団体を除く。）は、施設等について処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに別記様式第 13 号により、補助事業者に報告するものとする。

補助事業者は、当該報告を受けたときは、直ちに当該施設等の被害状況を調査確認し、同様式に調査の概要、対応措置等を付した上で、遅滞なく、地方農政局長等に報告するものとする。

附則

- 1 この通知は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、次に掲げる通知は廃止する。
 - (1) 農山漁村振興交付金実施要綱（令和 2 年 2 年 1 日付け元農振第 2957 号農林水産事務次官依命通知）
 - (2) 農山漁村振興交付金交付要綱（令和 2 年 4 月 1 日付け元農振第 2656 号農林水産事務次官依命通知）

- (3) 都市農村共生・対流総合対策交付金交付要綱（平成 25 年 5 月 16 日付け 25 農振第 378 号農林水産事務次官依命通知）
 - (4) 農村集落活性化支援事業補助金交付要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 1918 号農林水産事務次官依命通知）
 - (5) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 企第 381 号農林水産事務次官依命通知。以下「プロジェクト支援交付金交付要綱」という。）
- 3 2 に掲げる通知によって平成 27 年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。
- 4 プロジェクト支援交付金交付要綱の規定により次年度の単年度交付限度額の算定において調整することとした事業について、平成 28 年度において本交付金を充てて実施しようとする場合、第 3 の 4 の規定により平成 28 年度以降に調整するものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前に着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、都市農業機能発揮対策事業補助金交付要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2002 号農林水産事務次官依命通知）は、廃止する。
- 3 この通知による改正前の農山漁村振興交付金交付要綱及び前項の規定による廃止前の都市農業機能発揮対策事業交付要綱により平成 29 年度までに着手した事業並びにこの通知による改正前の農山漁村振興交付金交付要綱の第 3 の 1 の（5）に掲げる事業のうち平成 30 年度に着手するものについては、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和元年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

別表1

区分	事業内容、経費	事業実施主体		交付率	交付要件	実施期間	軽微な変更
		補助事業者	間接補助事業者				
(1)地域活性化対策							
ア 活動計画策定事業	農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。	農村振興局長が別に定める者	農村振興局長が別に定める者	定額	農村振興局長が別に定める	農村振興局長が別に定める	次に掲げる変更以外の変更 1 事業費の3割以上の増減 2 事業実施主体の名称の変更
イ 農山漁村地域づくり事業体形成支援事業				定額、1/2以内			
ウ 人材発掘事業				定額			
エ 農山漁村情報発信事業				定額			
(2)中山間地農業推進対策							
ア 中山間地農業ルネッサンス推進事業	農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。	農村振興局長が別に定める者	農村振興局長が別に定める者	定額	農村振興局長が別に定める	農村振興局長が別に定める	次に掲げる変更以外の変更 1 事業費の3割以上の増減 2 事業実施主体の名称の変更
イ 地域密着型農業者等サポート体制強化事業				定額			
(3)山村活性化対策							
ア 山村活性化対策事業	農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。	農村振興局長が別に定める者	—	定額	農村振興局長が別に定める	農村振興局長が別に定める	次に掲げる変更以外の変更 1 事業費の3割以上の増減 2 事業実施主体の名称の変更
イ 商談会開催事業				定額			
(4)最適土地利用対策							
ア 農地等活用推進事業							
(ア)農地等利用推進事業	重要な地域資源である農地等(農地、農業用施設及び土地改良施設並びに関連する土地をいう。)を有効活用するため、地域ぐるみの話し合いを通じ、地域の特性を活かした農業の展開や地域資源の付加価値向上を推進するために必要な生産基盤や周辺環境を整備する取組のため、農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。	都道府県	市町村、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構、地域協議会	定額とし、助成額の上限を200万円とする。	(1)最適土地利用計画及び整備計画を策定すること。 (2)賃借権・使用貸借権の設定・移転、所有権の移転又は農作業受委託によって、本事業で整備した農地において5年間以上耕作することが確実であること。 (3)農地等利用整備事業の一工区当たりの事業費の上限を200万円とする。 (4)上記のほか農村振興局長が別に定める要件を満たすこと。	原則2年以上。ただし5年間を上限とする。	次に掲げる変更以外の変更 1 事業費の3割以上の増減 2 事業実施主体又は事業実施期間の変更 3 事業の追加又は廃止
(イ)農地等利用整備事業				1/2以内とし、助成額の上限を1,000万円とする。 欄外の(1)から(10)までの要件のいずれかに該当する地域において行うものにあつては5.5/10とする。			
イ 低コスト土地利用支援事業							
(ア)粗放的利用推進事業				定額とし、助成額の上限を250万円とする。ただし、1の農地等活用推進事業と併せて実施する場合は、上限を150万円とし、(ウ)の事業と併せて実施する場合は交付しないものとする。	(1)最適土地利用計画及び整備計画を策定すること。 (2)賃借権・使用貸借権の設定・移転、所有権の移転又は農作業受委託によって、本事業で整備した農地において5年間以上粗放的利用又は耕作することが確実であること。		

(イ)粗放的利用整備事業	重要な地域資源である農地等を低コストで維持するため、地域ぐるみの話し合いを通じ、低コストな肥培管理が可能な作物等による農地利用(「粗放的利用」という。)によるモデル的な取組や、併せて行う食料不足等の有事を想定した農地の生産性や有用性を検証する取組に必要な条件整備を行う取組のため、農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。	都道府県	市町村、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構、地域協議会	1/2以内とし、助成額の上限を600万円とする。 欄外の(1)から(10)までの要件のいずれかに該当する地域において行うものにあつては5.5/10とする。	(3)粗放的利用整備事業の一工区当たりの事業費の上限を200万円とする。 (4)上記のほか農村振興局長が別に定める要件を満たすこと。	原則2年以上。 ただし5年間を上限とする。	
(ウ)生産性検証事業				定額とし、助成額の上限を1,000万円とする。 ただし、生産性検証体制整備を継続して交付を受ける場合の助成額の上限は、600万円とする。	(1)最適土地利用計画、整備計画及び食料増産計画を策定すること。 (2)賃借権・使用貸借権の設定・移転、所有権の移転又は農作業受委託によって、本事業で整備した農地において5年間以上耕作又は粗放的利用をすることが確実であること。 (3)上記のほか農村振興局長が別に定める要件を満たすこと。		
(5)農泊推進対策							
ア 農泊推進事業	農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。	農村振興局長が別に定める者	農村振興局長が別に定める者	定額	農村振興局長が別に定める	農村振興局長が別に定める	次に掲げる変更以外の変更 1 事業費の3割以上の増減 2 事業実施主体の名称の変更
イ 人材活用事業				定額			
ウ 農泊地域高度化促進事業							
(ア)インバウンド対応				定額(ただし、トイレの改修に係る交付率は1/2とする。)			
(イ)高付加価値化対応(食・景観)				1/2			
(ウ)ワーケーション対応				1/2			
エ 農家民宿転換促進費				定額			
オ 施設整備事業							
(ア)活性化計画に基づかない施設整備							
① 市町村・中核法人実施型				1/2			
② 農家民泊経営者等実施型				1/2			
(イ)活性化計画に基づく施設整備				定額(定額、1/3、4/10、4.5/10、1/2、5.2/10、5.5/10、6/10))			
カ 広域ネットワーク推進事業							

(ア)都道府県単位における取組				定額			
(イ)全国単位における取組				定額			
(ウ)地方農政局単位における取組				定額			
(6)農福連携対策							
ア 農福連携支援事業	農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。	農村振興局長が別に定める者	農村振興局長が別に定める	定額	農村振興局長が別に定める	農村振興局長が別に定める	次に掲げる変更以外の変更 1 事業費の3割以上の増減 2 事業実施主体の名称の変更
イ 農福連携整備事業				1/2以内			
ウ 普及啓発等推進対策事業							
(ア)普及啓発等推進事業				定額			
(イ)都道府県支援事業				定額			
(7)農山漁村活性化整備対策							
ア 事業費	農村振興局長が別に定める	農村振興局長が別に定める	農村振興局長が別に定める	定額(定額、1/3、4/10、4.5/10、1/2、5.2/10、5.5/10、6/10)	農村振興局長が別に定める	農村振興局長が別に定める	次に掲げる変更以外の変更 1 事業費の3割以上の増減 2 事業実施主体の名称の変更
イ 附帯事務費	農村振興局長が別に定める			定額(1/2以内)			
	アの事業に係る事務であって、市町村等が事業の実施、指導監督等を行うものに要する経費			定額(1/2以内)			
(8)情報通信環境整備対策							
(ア)計画策定事業	農村地域における農業農村インフラ(ほ場、農業用排水施設、農道等の農業生産基盤及び農業集落排水施設、農業集落道、営農飲雑用水施設、農業集落防災安全施設等の農村生活環境基盤をいう。)の管理の省力化・高度化を図るとともに、地域活性化やスマート農業の実装を促進するための情報通信環境を整備する取組のため、農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。	都道府県	市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、土地改良区連合、農業者の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人又は地域協議会	定額	農山漁村振興推進計画を策定していること。	原則2年以内	次に掲げる変更以外の変更 1 事業費の3割以上の増減 2 事業実施主体又は事業実施期間の変更 3 事業の追加又は廃止
(イ)施設整備事業				交付対象事業費の1/2 ただし、沖縄県において行うものにあつては6/10、欄外の(1)から(5)まで、(9)から(11)までの要件のいずれかに該当する地域において行うものにあつては5.5/10とする。	1 農山漁村振興推進計画を策定していること。 2 1に加え、以下の条件を満たすこと。 (1)交付対象事業1地区当たりの事業費の合計が800万円以上であること。 (2)農業用排水施設の管理のための情報通信施設整備にあつては、(1)に加え、管理対象となる農業用排水施設の受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上(欄外の(1)から(11)までの要件のいずれかに該当する地域において行うものにあつては、5ヘクタール以上)であること。	原則3年以内 ただし、社会情勢の変化や災害等の不測の事態の発生による期間延長等を考慮し、最大5年とすることができる。	
(9)都市農業機能発揮対策							
ア 都市農業機能発揮支援事業	農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。	農村振興局長が別に定める	農村振興局長が別に定める	定額	農村振興局長が別に定める	農村振興局長が別に定める	次に掲げる変更以外の変更 1 事業費の3割以上の増減 2 事業実施主体の名称の変更
イ 都市農業共生推進等地域支援事業				定額			

欄外(地域指定要件)
(1) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域
(2) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村

- (3) 過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。))に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第41条第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。))、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。))を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。))を含む。)
- (4) 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- (5) 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- (6) 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1号に規定する沖縄
- (7) 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島
- (8) 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島
- (9) 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯
- (10) 棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域
- (11) 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭和27年法律第135号)第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地帯又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域(水田地帯を除く。)

別表 2（第10から第13まで、第16、第18から第25まで及び第27関係）

農山漁村振興交付金に係る交付決定者

事業実施主体等の区分		交付決定者
地域活性化対策のうち人材発掘事業及び農山漁村情報発信事業、山村活性化対策のうち商談会開催事業、農泊推進対策のうち広域ネットワーク推進事業（全国単位における取組）、農福連携対策のうち普及啓発等推進対策事業（普及啓発等推進事業）、並びに都市農業機能発揮対策の事業実施主体等		農林水産大臣
上記以外の事業の事業実施主体等		
事業の実施地域が北海道に所在する事業実施主体等		農林水産大臣
事業の実施地域が沖縄県に所在する事業実施主体等		内閣府沖縄総合事務局長
事業の実施地域が北海道及び沖縄県以外の都府県に所在する事業実施主体等		事業の実施地域を管轄する地方農政局の長

（注）地方農政局の管轄区域は、農林水産省組織令第91条に定める管轄区域である。

文書番号(記載任意)	
申請日	

農山漁村振興交付金交付申請書

1. 申請者	
・氏名又は名称	
・代表者(法人・団体の場合)	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	
2. 申請先	
3. 申請する補助金	

以上の補助金について農山漁村振興交付金交付等要綱第10に基づき以下のとおり交付を申請します。

3. 申請内容							
事業の目的							
事業の内容	別紙事業計画のとおり						
経費の配分	区分	国庫交付金(円)	都道府県費(円)	市町村費(円)	その他(円)	消費税区分	備考
	(1)△△対策	0	0	0	0		
	ア × × 事業						
	(ア)□□						
		0	0	0	0		
計	国庫交付金額(円)						
	0	0	0	0			
事業完了予定年月日							

4. 添付書類		
書類名	提出方法	URL
(1)事業実施主体等の 寄付行為、定款等の団 体規約		
(2)資金及び負債に関 する事項が分かる書類		
(3)収支予算(直近の収 支決算)		
(4)別紙1(地区別事業 内容及び配分表)		
(5)間接交付事業者に 交付金を交付する場合 は、都道府県又は市町 村の交付に関する規定 又は要綱		

別記様式第2号(第14, 第32第2項関係)

文書番号(記載任意)	
申請日	

契約に係る指名停止等に関する申立

・申請先		
・氏名又は名称		
・代表者(法人・団体の場合)		
・住所又は主たる事務所		
・法人番号		
・申立の内容	当社は、貴殿発注の【工事請負／物品・役務】契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域において、現在、農林水産省の機関から【工事請負／物品・役務】契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。 また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。	

文書番号（記載任意）	
申請日	

令和〇年度農山漁村振興交付金【変更／中止／廃止】申請

・申請先		
・氏名又は名称		
・代表者（法人・団体の場合）		
・住所又は主たる事務所		
・法人番号		

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定された令和〇年度農山漁村振興交付金について、以下のとおり【変更／中止／廃止】したいので申請します。

1. 申請内容

【変更／中止／廃止】の目的							
事業の内容	別紙事業計画のとおりに						
経費の配分	区分	国庫交付金(円)	都道府県費(円)	市町村費(円)	その他(円)	消費税区分	備考
	(1)△△対策	0	0	0	0		
	ア × × 事業						
	(ア)□□						
		0	0	0	0		
計	国庫交付金(円)						
	0	0	0	0			
事業完了予定年月日							

2. 添付書類

書類名	提出方法	URL
事業計画		
交付規定の類		

別記様式第4号(第19関係)

○第〇〇号
令和〇〇年〇月〇日

令和〇年度農山漁村振興交付金事業遂行状況報告

・申請先	
・氏名又は名称	
・代表者 (法人・団体の場合)	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定された令和〇年度農山漁村振興交付金について、以下のとおり遂行状況を報告します。

区分	実施計画		〇月末出来高		進捗率 (B／A)	備考
	事業に要する経費 (A) (円)	国庫交付金 (円)	事業費 (B) (円)	国庫交付金 (円)		
					#DIV/0!	
事業完了予定日						
事業が【遅延/遂行困難】となった理由						

○第○○号
令和○○年○月○日

令和〇年度第〇四半期農山漁村振興交付金概算払請求書

・官署支出官	
・請求者氏名又は名称	
・代表者（法人・団体の場合）	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定された令和〇年度農山漁村振興交付金について、以下のとおり概算払を請求します。

区分	事業に要する経費(円)	国庫交付金(A)(円)	既受領額(B)		今回請求額(C)		残高(A-(B+C))		備考
			金額(円)	出来高(%)	金額(円)	〇月〇日迄予定出来高(%)	金額(円)	〇月〇日迄予定出来高(%)	
合計									
事業完了予定日									

文書番号(記載任意)	
申請日	

令和〇年度農山漁村振興交付金事業実績報告

・申請先		
・氏名又は名称		
・代表者(法人・団体の場合)		
・住所又は主たる事務所		
・法人番号		

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定された〇年度農山漁村振興交付金について、以下のとおり実績を報告します。
(また、併せて精算額として農山漁村振興交付金〇〇円の交付を請求します。)

1. 実績報告

事業の目的							
事業の内容及び実績							
経費の配分	区分	事業に要した経費 (円)	負担区分(円)				備考
			国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
	合計	0	0	0	0	0	
事業完了年月日							
収入	区分	精算額(円)	予算額(円)	比較増減(円)		備考	
				増	減		
	国庫補助金						
	その他						
合計	0	0	0	0			
支出	区分	精算額(円)	予算額(円)	比較増減(円)		備考	
				増	減		
	合計	0	0	0	0		

2. 添付書類

書類名	提出方法	URL

別記様式第7号(第21第4項関係)

○第○○号
○○年○月○日

令和○年度農山漁村振興交付金の消費税仕入控除税額報告

・申請先		
・氏名又は名称		
・代表者(法人・団体の場合)		
・住所又は主たる事務所		
・法人番号		

令和○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付決定された令和○年度農山漁村振興交付金について、以下のとおり報告します。

1. 報告	
適正化法第15条の交付金の額の確定額	円
交付金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額	円
消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	円
補助金返還相当額	円
消費税仕入控除税額が【明らかに ならない／ない】理由	

2. 添付書類		
書類名	提出方法	URL

別記様式第8号(第21第2項関係)

○第○○号

令和○○年○月○日

令和○年度農山漁村振興交付金年度終了実績報告書

・申請先	
・請求者氏名又は名称	
・代表者(法人・団体の場合)	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	

令和○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付決定された令和○年度農山漁村振興交付金について、実績を以下のとおり報告します。

区分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施	
	交付事業に要する経費(A)(円)	国庫交付金(円)	(A)のうち年度内支出済額(円)	概算払受入済額(円)	(A)のうち未支出額(円)	翌年度繰越額(円)
翌年度繰越分						
年度内完了分						
合計	0	0	0	0	0	0
事業完了予定日						

別記様式第9号(第28関係)

○第○○号
○○年○月○日

令和○年度農山漁村振興交付金の収益報告書

・申請先	
・氏名又は名称	
・代表者(法人・団体の場合)	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	

令和○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付決定された令和○年度農山漁村振興交付金において収益が生じたので、下記のとおり報告します。

・事業の区分	
・補助金交付額(円)	
・補助対象経費(円)	
・事業に係る収益額(円)	
・根拠書類(URLも可)	

財産管理台帳

事業実施地区																	
事業実施年度		令和〇〇年度															
事業名		農山漁村振興交付金(〇〇対策)															
事業区分	事業の内容					工期		経費の配分(円)					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目	事業実施 主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分				耐用年数	処分制限 年月日	承認年月日	処分の 内容	
									国庫補助	都道府県	市町村	その他					
	合計							0	0	0	0	0					

令和〇年度農山漁村振興交付金調書

[illegible]

別記様式第12号(第10第3項関係)

○第○○号
○○年○月○日

交付決定前着手届

・申請先	
・氏名又は名称	
・代表者 (法人・団体の場合)	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	

農山漁村振興交付金(○○対策)について、
1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変を含むあらゆる事由によって事業に損失を生じた場合であっても、当該損失は事業実施主体が負担する
2 交付決定を受けた補助金の金額が、交付申請額又は交付申請予定額に満たない場合、そのことをもって異議を申し立てない
3 着手した後は、交付決定を受けるまでは事業実施計画の変更を行わない
ことを条件に、交付決定を受ける前に事業に着手したいので、届け出ます。

・事業の区分	
・事業メニュー及び事業量	
・事業費(円)	
・事業実施主体	
・着手予定年月日	
・完了予定年月日	
・交付決定前に事業に着手する理由	

別記様式第13号(第34関係)

○第○○号
○○年○月○日

令和○○年度農山漁村振興交付金で(工事施工中/取得又は効用の増加した施設等)の災害報告について

・申請先	
・氏名又は名称	
・代表者 (法人・団体の場合)	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	

令和○○年度において農山漁村振興交付金で(交付施工中/取得又は効用の増加)した施設等が災害(例:台風○○号)により被災したので、下記のとおり報告いたします。

・事業実施主体名	
・施設等の所在地	
・施設等の構造及び規格、規模等	
・事業費	
・交付金	
・その他の負担金	
・災害の原因	
・被災の程度	
・被害見積価格(復旧可能なものにあつては、復旧見込額)	
・その他(災害復旧計画及び資金計画)	

別紙2 附帯事務費（別記様式第6号関係）

区 分	事業に要する経費	交付額	都道府県費	市町村費	その他	備 考
1 都道府県附帯事務費 人件費 給料 職員手当等 謝金 旅費 庁費 賃金 共済費 需用費 〇〇〇 〇〇〇	円	円	円	円	円	
2 市町村等附帯事務費 〇〇市 謝金 旅費 庁費 賃金 共済費 需用費 〇〇〇 〇〇〇 〇〇町 〇〇〇 〇〇〇 〇〇土地改良区 〇〇〇						
合 計						

別紙3 工事雑費（別記様式第6号関係）

地 区 名	事業実施主体等	事 業 費	工 事 雑 費	備 考
〇〇地区	〇〇市 〇〇土地改良区	円	円	
〇〇地区	〇〇土地改良区			
合 計				